

青森県環境物品等調達方針

～国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

第10条第1項の規定に基づく

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」～



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

制 定 平成12年9月27日

最終改定 令和 7年4月 1日

環境管理事務局

(環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課

地域脱炭素推進グループ)

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL(内線)6526 (直通)017-734-9243

FAX(内線)3982 (直通)017-734-8213

目 次

I 基本的事項

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	定義	1
4	グリーン購入の手順	1
5	目標	2
6	その他環境物品等の調達に関する事項	2

II 特定調達品目

1	紙類	3
2	文具類	3
3	オフィス家具等	6
4	画像機器等	6
5	電子計算機等	7
6	オフィス機器等	8
7	移動電話等	8
8	家電製品	9
9	エアコンディショナー等	10
10	温水器等	11
11	照明	12
12	自動車等	12
13	消火器	13
14	制服・作業服等	13
15	インテリア・寝装寝具	13
16	作業手袋	13
17	その他繊維製品	14
18	設備	14
19	災害備蓄用品	15
20	公共工事	15
21	役務	18
22	ごみ袋等	19

III 特定調達品目の判断の基準と選択・確認方法

1	判断の基準	20
2	配慮事項	20
3	選択・確認方法	20
4	適合性判断のポイント	21

IV 点検・評価

V 様式集（物品購入依頼書兼グリーン購入チェックシート）

分類番号一覧	28
様式1－① 物品用	29
様式1－② 自動車用	30
様式1－③ 印刷物用	31
（参考）令和4年度環境物品調達実績	32

I 基本的事項

1 趣旨

県では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成12年9月に「環境物品等の調達の推進を図るための方針」及び実施手順を定めて、環境物品等の調達を推進しています。

2 基本的な考え方

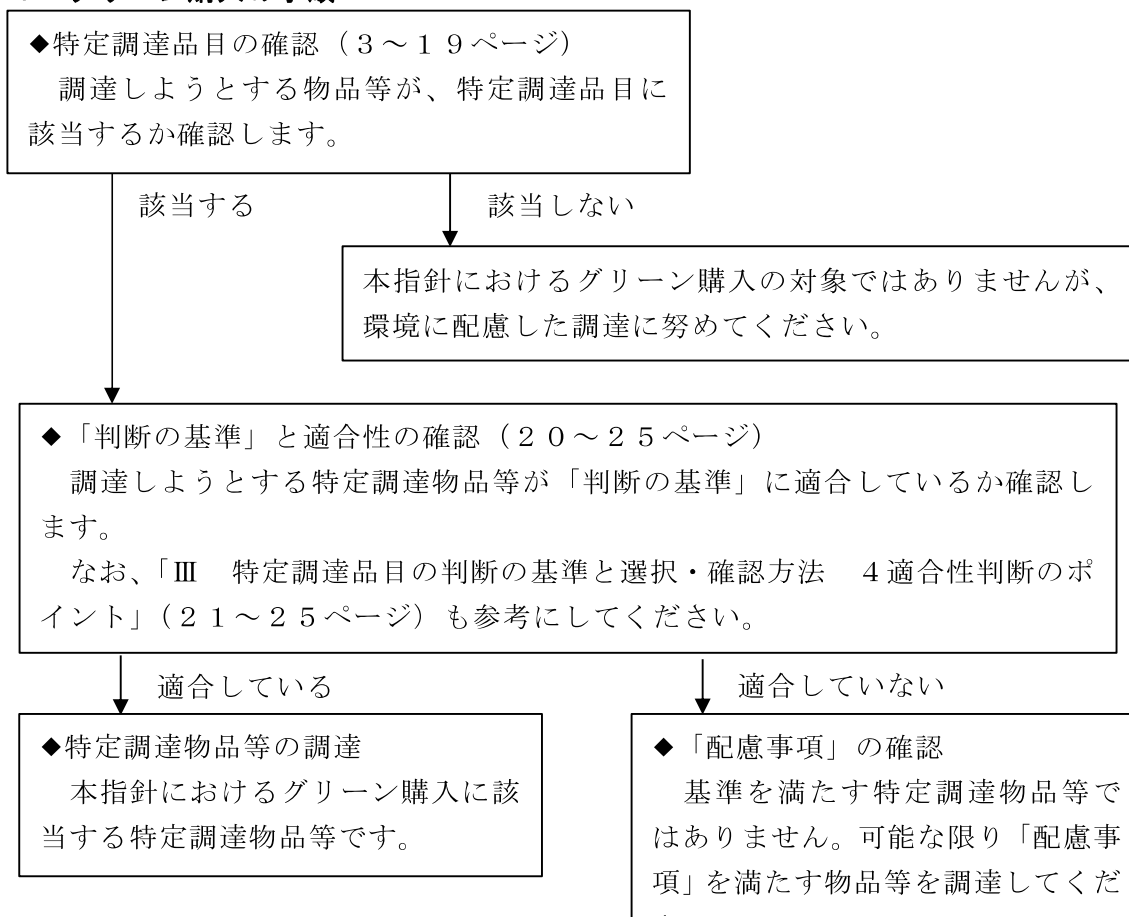
物品やサービスを調達する場合は、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入（グリーン購入）します。

3 定義

- | | |
|-------------|--|
| (1) 環境物品等 | 環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務 |
| (2) 特定調達品目 | 県が重点的に調達を推進すべき環境物品等の <u>種類</u> |
| (3) 特定調達物品等 | 特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品等 |
| (4) 判断の基準 | 特定調達物品等であるための基準
(特定調達品目ごとの判断の基準は、数値等の明確性が確保できる事項について設定) |
| (5) 配慮事項 | 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項 |

例) コピー用紙 = 特定調達品目
三菱P P C用紙 (A4) = 特定調達物品等
(「コピー用紙」に係る判断の基準を満たすもの)

4 グリーン購入の手順



5 目標

県が特定調達品目に指定した品目は、判断の基準を満たした環境物品等を購入することとし、調達目標は100%とします。

6 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- (1) 調達実績は、原則として特定調達品目ごとに取りまとめ、公表します。
- (2) 調達する品目に応じて、判断の基準を満たすことに留まらず、できる限り環境への負荷の小さい物品等の調達に努めます。
- (3) 物品等を調達する際は、納入業者に対して本方針を周知するとともに、低燃費・低公害車による納入等、調達に伴い発生する環境負荷についても可能な限り低減を図るよう協力要請します。
- (4) 事業者の選定に当たっては、環境マネジメントシステムを導入している者を優先して考慮します。

【参考】「判断の基準」に関する参考資料

本指針における特定調達物品等の「判断の基準」はグリーン購入法第6条第1項に規定する国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）の規定に従っています。

国基本方針及びその参考として、以下の資料が公表されています。

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月変更閣議決定）
特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。
- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和7年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

※これらの資料は、環境省「グリーン購入法.net」に掲載されています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

また、職員ポータル文書の文書管理にも掲載しています。

「地球にやさしい青森県行動プラン」→「令和7年度青森県環境物品等調達方針」

【参考】「青森県リサイクル製品認定制度」について

物品等の調達に当たっては、本方針に基づき環境物品等の調達を推進する他、青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品について、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第9条第1項の規定により、率先して購入、使用に努めることとされています。

「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（抜粋）

（認定リサイクル製品の調達等）

第九条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。

Ⅱ 特定調達品目

「国基本方針に定められた全品目及び本県独自の１品目の計２２分野２８８品目とします。
 なお、製品例等についてはあくまで一例です。特定調達品目に該当するかどうか、判断に迷った場合は、環境管理事務局（エネルギー・脱炭素政策課地域脱炭素推進グループ、
 電話：０１７－７３４－９２４３（直通）、県庁内線６５２６）までお問い合わせください。

１ 紙類

No.	特定調達品目	説明・製品例等
1	コピー用紙	
2	フォーム用紙	
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	
4	塗工されていない印刷用紙	非塗工印刷用紙
5	塗工されている印刷用紙	アート紙、コート紙、軽量コート紙等
6	トイレットペーパー	
7	ティッシュペーパー	

２ 文具類

No.	特定調達品目	説明・製品例等
8	シャープペンシル	ノック式（ホルダー式を含む。）・回転式のシャープペンシル、複合筆記具（シャープペンシル＋他の筆記具等）
9	シャープペンシル替芯	0.5等の各種直径の芯。色芯を含む。
10	ボールペン	油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインキボールペン等
11	マーキングペン	油性マーカー、水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、サインペン等
12	鉛筆	
13	スタンプ台	
14	朱肉	
15	印章セット	印鑑を挿入した軸に朱肉皿が装着され、捺印の度に印面に自動的に朱油・朱液等が転写される用具
16	印箱	印箱（印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの）
17	公印	各公印規程に定められている印鑑（朱肉を使用し、押印するもの）
18	ゴム印	
19	回転ゴム印	回転日付印、回転数字印等
20	定規	直線定規、三角定規、分度器、三角スケール等
21	トレー	書類用で複数重なっている（重ねられる）もの、決裁箱等
22	消しゴム	砂消し、ペン型等を含む。
23	ステーブラー（汎用型）	ハンディータイプのもの
24	ステーブラー（汎用型以外）	ハンディータイプのものの以外の大型のもの等
25	ステーブラー針リムーバー	

No.	特定調達品目	説明・製品例等
26	連射式クリップ（本体）	紙をガイドに挿入し、連続してコの字型の再利用できるクリップを繰り出してとじる紙とじ具（本体のみ）
27	事務用修正具（テープ）	修正カバーテープを含む。
28	事務用修正具（液状）	
29	クラフトテープ	主に梱包等に用いる紙をテープ基材として片面に粘着剤を塗布したテープ。表面に文字が印刷してあるものを含む。
30	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	表面に文字が印刷してあるものを含む。
31	両面粘着紙テープ	
32	製本テープ	
33	ブックスタンド	
34	ペンスタンド	
35	クリップケース	
36	はさみ	
37	マグネット（玉）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした円上のもの
38	マグネット（バー）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした棒状のもの
39	テープカッター	セロファンテープ等を装着してカットする用具。机上用、ハンディータイプ、テープ付きを含む。
40	パンチ（手動）	書類に綴り用の穴を空けるもの
41	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
42	紙めくりクリーム	
43	鉛筆削（手動）	
44	ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	ウェットクリーニングティッシュ
45	ＯＡクリーナー（液タイプ）	ボトルタイプ、スプレータイプ等
46	ダストブロワー	ノズルから噴出される気体の風圧で、機器上に溜まった埃を吹き飛ばし、清掃するためのスプレー缶の器具
47	レターケース	
48	メディアケース	CD、DVD 及び BD など各種メディアを収納するためのケース
49	マウスパッド	
50	ＯＡフィルター（枠あり）	ディスプレイの前につけて、画面の映り込み、反射を防ぐとともに画面を保護するための器具
51	丸刃式紙裁断機	レールに装着された丸刃付きスライダーを下に押し付けスライドさせて、レールと台にはさまれた紙を裁断するタイプの紙裁断機
52	カッターナイフ	
53	カッティングマット	
54	デスクマット	
55	ＯＨＰフィルム	ＯＨＰで文字や図等を投影するための光透過性の樹脂フィルム
56	絵筆	

No.	特定調達品目	説明・製品例等
57	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具
58	墨汁	朱墨を含む。
59	のり（液状）（補充用を含む。）	
60	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
61	のり（固形）（補充用を含む。）	
62	のり（テープ）	
63	ファイル	穴をあけてとじるファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、Dリングファイル等） 穴をあけずにとじるファイル（クリアフォルダー、クリアポケット等） その他（文書保存箱等）
64	バインダー	起案板、クリップボード等
65	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙
66	アルバム（台紙を含む。）	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工事用アルバム等
67	つづりひも	
68	カードケース	カードを複数枚収納するボックス型ケース（名刺整理箱等）等
69	事務用封筒（紙製）	
70	窓付き封筒（紙製）	
71	けい紙	レポート用紙、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙等
72	起案用紙	
73	ノート	
74	パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強のため又は破損を防ぐために用いる裏面に粘着剤が塗布された小片の穴あきラベル
75	タックラベル	宛名用ラベル、タイトル用ラベル、O A用ラベル
76	インデックス	
77	付箋紙	
78	付箋フィルム	
79	黒板拭き	
80	ホワイトボード用イレーザー	
81	額縁	
82	テープ印字機等用カセット	
83	テープ印字機等用テープ	
84	ごみ箱	
85	リサイクルボックス	
86	缶・ボトルつぶし機（手動）	
87	名札（机上用）	
88	名札（衣服取付型・首下げ型）	
89	鍵かけ（フックを含む。）	鍵を掛けることを目的とした壁面用又は収納用の簡易なフック・ハンガーの類。ただし、扉付きの収納什器としてのキーケースは、機器類（オフィス家具）の品目分野とし、文具類の対象ではない。

No.	特定調達品目	説明・製品例等
90	チョーク	
91	グラウンド用白線	
92	梱包用バンド	

3 オフィス家具等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
93	いす	
94	机	
95	棚	
96	収納用什器（棚以外）	
97	ローパーテーション	
98	コートハンガー	
99	傘立て	
100	掲示板	
101	黒板	
102	ホワイトボード	
103	個室ブース	
104	ディスプレイスタンド	
【備考】 1 いす、机、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブースに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とします。 2 棚、収納用什器及びディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とします。		

4 画像機器等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
105	コピー機	紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器
106	複合機	コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器
107	拡張性のあるデジタルコピー機	コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器
108	プリンタ	
109	プリンタ複合機	プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器
110	ファクシミリ	
111	スキャナ	
112	プロジェクタ	
113	トナーカートリッジ	
114	インクカートリッジ	

5 電子計算機等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
115	電子計算機	サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機）、クライアント型電子計算機（サーバ型電子計算機以外の電子計算機、ノートPC、デスクトップPC等）
116	磁気ディスク装置	外付け及び増設するハードディスク
117	ディスプレイ	ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの
118	記録用メディア	CD、DVD、BD（USBメモリー、SDカードは対象外）

【備考】

- 1 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
 - ① 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ② 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
 - ③ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑤ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑥ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑦ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの
- 2 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
 - ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
 - ② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

6 オフィス機器等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
119	シュレッダー	
120	デジタル印刷機	デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）
121	掛時計	通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計（講堂等において使用する大型のもの等は除く。）
122	電子式卓上計算機	通常の行政事務の用に供するもの
123	一次電池又は小形充電式電池	単1形、単2形、単3形、単4形
【備考】 1 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。 ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの		

7 移動電話等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
124	携帯電話	携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するもの
125	P H S	携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するもの
126	スマートフォン	携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末

8 家電製品

No.	特定調達品目	説明・製品例等
127	電気冷蔵庫	
128	電気冷凍庫	
129	電気冷凍冷蔵庫	
130	テレビジョン受信機	
131	電気便座	
132	電子レンジ	
【備考】 1 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 ① 業務の用に供するために製造されたもの ② 熱電素子を使用するもの ③ 吸収式のもの ④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの また、上記①から③までのいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。 2 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。 ① 産業用のもの ② ブラウン管方式のもの ③ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの ④ 映像を表示する装置であって直視型でないもの ⑤ プラズマディスプレイ方式のもの ⑥ 受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの ⑦ ワイヤレス方式のもの ⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの ⑨ 垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの（8 K） 3 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。 ① 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの ② 温水洗浄装置のみのもの ③ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの ④ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの ⑤ 幼児用大便器において用いるためのもの ⑥ 暖房用の便座のみを有するもの 4 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。 ① ガスオーブンを有するもの ② 業務の用に供するために製造されたもの ③ 定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの ④ 庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの ⑤ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの		

9 エアコンディショナー等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
133	家庭用エアコンディショナー	
134	業務用エアコンディショナー	
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のもの
136	ストーブ	ガス又は灯油を燃料とするもの

【備考】

1 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ① 冷房能力が 28kW（マルチタイプの場合は 50.4kW）を超えるもの
- ② 冷房の用にのみ供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③ 水冷式のもの
- ④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は

除じん性能を有する構造のもの

- ⑦ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧ スポットエアコンディショナー
- ⑨ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩ 高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- ⑪ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
- ⑫ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬ 床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭ 分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

2 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「ストーブ」に含まれないものとする。

- ① 開放式のもの
- ② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）

第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃

料とするもの

- ③ 半密閉式ガスストーブ
- ④ 最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
- ⑤ 最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

10 温水器等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
137	ヒートポンプ式電気給湯器	
138	ガス温水機器	
139	石油温水機器	
140	ガス調理機器	
【備考】 1 暖房の用に供することができるものは、特定調達品目の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。 2 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。 ① 貯蔵式湯沸器 ② JIS S 2109:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの ③ 業務の用に供するために製造されたもの ④ 都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの ⑤ ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの ⑥ ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの ・給湯の機能を有しないもの ・通気方式が自然通気式のもの ・循環方式が自然循環式のもの ・屋内に設置する構造のもの ⑦ 暖房の用のみに供するもの 3 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。 ① バーナー付ふろがま（ポット式バーナー付を組み込んだものに限る。） ② JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017 又は JIS S 3027:2017 の対象となるもの以外（JIS S 2091:2013 に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの ③ 業務の用に供するために製造されたもの ④ 給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの ⑤ 暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの 4 次のいずれかに該当するものは、特定調達品目の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。 ① 業務の用に供するために製造されたもの ② ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの ③ ガスグリル ④ ガスクッキングテーブル ⑤ ガス炊飯器 ⑥ カセットこんろ		

11 照明

No.	特定調達品目	説明・製品例等
141	L E D 照明器具	照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯
142	L E D を光源とした内照式表示灯	内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているもの
143	電球形 L E D ランプ	電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色 L E D 使用の電球形状のランプ
【備考】 1 従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 の 5 に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。 2 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。 3 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電球形 L E D ランプ」には含まれないものとする。 ① 振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等 ② 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの		

12 自動車等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
144	乗用車	乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車
145	小型バス	乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車
146	小型貨物車	車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車
147	バス等	乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車
148	トラック等	車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）
149	トラクタ	車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）
150	乗用車用タイヤ	市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。） （自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。）
151	2 サイクルエンジン油	

13 消火器

No.	特定調達品目	説明・製品例等
152	消火器	粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号）による粉末消火器であって、A 火災、B 火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含む。

14 制服・作業服等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
153	制服	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
154	作業服	
155	帽子	
156	靴	

15 インテリア・寝装寝具

No.	特定調達品目	説明・製品例等
157	カーテン	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
158	布製ブラインド	
159	金属製ブラインド	
160	タイルカーペット	
161	ニードルパンチカーペット	
162	タフテッドカーペット	
163	織じゅうたん	
164	毛布	ポリエステル繊維を使用したもの
165	ふとん	ポリエステル繊維を使用したもの又は再使用した詰物を使用したもの
166	ベッドフレーム	
167	マットレス	
【備考】 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のもの及び金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものについては、特定調達品目の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。 2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、特定調達品目の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。		

16 作業手袋

No.	特定調達品目	説明・製品例等
168	作業手袋	主要材料が繊維の製品（軍手等） 革製、ゴム製の手袋は対象外

17 その他繊維製品

No.	特定調達品目	説明・製品例等
169	集会用テント	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
170	ブルーシート	ポリエチレンを使用した製品
171	防球ネット	ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
172	旗	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
173	のぼり	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
174	幕	横断幕又は懸垂幕 ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品
175	モップ	

18 設備

No.	特定調達品目	説明・製品例等
176	太陽光発電システム（公共・産業用）	商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステム
177	太陽熱利用システム（公共・産業用）	給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステム
178	燃料電池	
179	エネルギー管理システム	
180	コージェネレーションシステム	発電の際に発生する排熱を給油用・冷暖房用・融雪用の熱エネルギーとして利用することによりエネルギー効率を高めた熱電併給システム ※県独自品目
181	生ゴミ処理機	
182	節水器具	節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁
183	給水栓	
184	日射調整システム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルム
185	低放射フィルム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱性能を持ったフィルム
186	テレワーク用ライセンス	テレワーク：情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方
187	Web 会議システム	テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステム

19 災害備蓄用品

No.	特定調達品目	説明・製品例等
188	災害備蓄用飲料水	災害用に長期保管する目的で調達するもの
189	アルファ化米	
190	保存パン	
191	乾パン	
192	レトルト食品等	気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品
193	栄養調整食品	通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品
194	フリーズドライ食品	
195	非常用携帯燃料	
196	携帯発電機	発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機
197	非常用携帯電源	空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源
【備考】 1 一次電池 (No.123)、毛布 (No.164)、作業手袋 (No.168)、テント (No.169) 及びブルーシート (No.170) を災害備蓄用品として購入する場合は、この分野に含む。 2 「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。		

20 公共工事

大分類	特定調達品目分類	No.	特定調達品目名	青森県 リサイクル 認定商品の有無
資材	盛土材等	198	建設汚泥から発生した処理土	
		199	土工用水砕スラグ	
		200	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
		201	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良材	202	地盤改良用製鋼スラグ	
	コンクリート用 スラグ骨材	203	高炉スラグ骨材	
		204	フェロニッケルスラグ骨材	
		205	銅スラグ骨材	
		206	電気炉酸化スラグ骨材	
	アスファルト混 合物	207	再生加熱アスファルト混合物	○
		208	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		209	中温化アスファルト混合物	
	路盤材	210	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		211	再生骨材等	
	小径丸太材	212	間伐材	
	混合セメント	213	高炉セメント	○
		214	フライアッシュセメント	
	セメント	215	エコセメント	
	コンクリート及び コンクリート製品	216	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグ水和 固化体	217	鉄鋼スラグブロック	

大分類	特定調達品目分類	No.	特定調達品目名	青森県 リサイクル 認定商品の有無
資材	吹付けコンクリート	218	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	塗料	219	下塗用塗料（重防食）	
		220	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		221	高日射反射率塗料	
	防水	222	高日射反射率防水	
	舗装材	223	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
		224	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	園芸資材	225	バークたい肥	○
		226	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	道路照明	227	LED道路照明	
	中央分離帯ブロック	228	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	タイル	229	セラミックタイル	
	建具	230	断熱サッシ・ドア	
	製材等	231	製材	
		232	集成材	
		233	合板	
		234	単板積層材	
		235	直交集成板	
	フローリング	236	フローリング	
	再生木質ボード	237	パーティクルボード	
		238	繊維板	
		239	木質計セメント板	
	木材・プラスチック複合材製品	240	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	241	ビニル系床材	
	断熱材	242	断熱材	
	照明機器	243	照明制御システム	
	変圧器	244	変圧器	
	空調用機器	245	吸収冷温水機	
		246	氷蓄熱式空調機器	
		247	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		248	送風機	
		249	ポンプ	
	配管材	250	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	251	自動水栓	
		252	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		253	大便器	
	コンクリート用型枠	254	再生材料を使用した型枠	
		255	合板型枠	
建設機械	—	256	排出ガス対策型建設機械	
		257	低騒音型建設機械	

大分類	特定調達品目分類	No.	特定調達品目名	青森県 リサイクル 認定商品の有無
工法	建設発生土有効利用工法	258	低品質土有効利用工法	
	建設汚泥再生処理工法	259	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	260	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	261	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	262	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	263	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	264	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	舗装	265	排水性舗装	
		266	透水性舗装	
	屋上緑化	267	屋上緑化	

【備考】

- 1 「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 3 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 6 「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 7 「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 8 JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、特定調達品目の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。
- 9 「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
 - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - ② H 種絶縁材料を使用するもの
 - ③ スコット結線変圧器
 - ④ 3 以上の巻線を有するもの
 - ⑤ 柱上変圧器
 - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が 5 kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
 - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
 - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - ⑨ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
 - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの
- 10 「吸収冷温水器」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 11 「氷蓄熱式空調機機」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 12 「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷

房能力が 28kW 以上のものとする。 13 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。 14 「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。		
--	--	--

21 役務

No.	特定調達品目	説明・製品例等
268	省エネルギー診断	庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託
269	印刷	紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
270	食堂	庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店
271	自動車専用タイヤ更生	対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」
272	自動車整備	「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）
273	庁舎管理	各種設備点検等のエネルギー使用の合理化、エネルギー使用量の管理等
274	植栽管理	庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理
275	加煙試験	建物の天井、廊下、階段等に設置された煙探知機の作動試験を行うこと
276	清掃	庁舎内の清掃
277	タイルカーペット洗浄	敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水すること。
278	機密文書処理	機密文書の分別、回収、処理等
279	害虫駆防除	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除
280	輸配送	国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便
281	旅客輸送	一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用契約
282	庁舎等において営業を行う小売業務	庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗
283	クリーニング	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業

No.	特定調達品目	説明・製品例等
284	飲料自動販売機設置	缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合
285	引越輸送	庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務
286	会議運営	委託契約等により会議の運営を含む業務
287	印刷機能等提供業務	複合機のリース契約等
【備考】 1 「飲料自動販売機設置」において、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。 ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの 2 「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。 ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務 イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務 ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務		

22 ごみ袋等

No.	特定調達品目	説明・製品例等
288	プラスチック製ごみ袋	一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋
【備考】 他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。		

Ⅲ 特定調達品目の判断の基準と選択・確認方法

1 判断の基準

本方針では、グリーン購入法に基づく国基本方針に規定された「判断の基準」を満たすものが特定調達物品等に該当するものとして取り扱います。（当該基準を満たすものは「グリーン購入法適合商品」等と呼ばれます。）

なお、カタログやウェブサイトによっては、「グリーン購入法適合」を表すマークが付されていることがあります（カタログ等によって図柄は異なる）。マークが付されているものは、判断の基準に適合するとみなします。

また、「4 適合性判断のポイント」において示す各種環境ラベルを有する製品についても、判断の基準に適合するとみなします。

【再掲】「判断の基準」に関する参考資料

本指針における特定調達物品等の「判断の基準」は国基本方針の規定に従っています。

国基本方針及びその参考として、以下の資料が公表されています。

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月変更閣議決定）

特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。

- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和7年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

※これらの資料は、環境省「グリーン購入法.net」に掲載されています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

また、職員ポータル文書管理にも掲載しています。

「地球にやさしい青森県行動プラン」→「令和7年度青森県環境物品等調達方針」

2 配慮事項

本指針で定められた特定調達品目については、上記1と同様に国基本方針に規定された「配慮事項」を準用します。

3 選択・確認方法

（1）調達の必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、また、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

（2）役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

1 ページの「4 グリーン購入の手順」に従って、特定調達物品等の調達に努めます。

（3）役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。

ただし、県内事業者では本指針の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

（4）公共工事の場合

特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「青森県リサイクル認定製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適

合性を確認することができます。

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成８年２月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

このGPNが運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用してください。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL：http://www.gpn.jp/econet/g-law/index.html

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通	製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している製品であると表示されている物品等は、「判断の基準」適合しているものとみなします。		 ※統一ラベルはありません。
1 紙類	共通	エコマーク認定商品	
	コピー用紙、印刷用紙	総合評価値80以上のもの ※総合評価値は、コピー用紙の場合は外箱記載され、印刷用紙の場合は各社のウェブサイト等に公表されています。	
2 文具類	共通	エコマーク認定商品	
3 オフィス家具等	共通	1 エコマーク認定商品	
		2 JOIFA グリーンマーク製品	
4 画像機器等	共通	エコマーク認定商品	
	コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキヤナ	国際エネルギースタープログラム適合（Ver.3.0以上、ただし、コピー機リユース機、プロ用機器はVer.2.0以上）	

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
5 電子 計算機等	共通	エコマーク認定商品 (「磁気ディスク装置」を除く)	
	サーバ型電子 計算機	省エネラベルが緑色の製品 (消費電力に係る判断の基準を満たす。 その他判断の基準は国基本指針参照)	
	クライアント 型電子計算機	1 省エネラベルが緑色の製品 (消費電力に係る判断の基準を満たす。 その他判断の基準は国基本指針参照)	
		2 国際エネルギースタープログラム適合 (Ver. 7.0 以上) (消費電力に係る判断の基準を満たす。 その他判断の基準は国基本指針参照)	
	磁気ディスク 装置	省エネラベルが緑色又はオレンジ色の製品 (ディスクドライブ数 12 台未満は緑色、 12 台以上はオレンジ色)	
	ディスプレイ	国際エネルギースタープログラム適合 (Ver. 7.0 以上)	
6 オフ イス機器 等	共通	エコマーク認定商品 (「電子式卓上計算機」を除く)	
	掛時計	次のいずれかに該当するもの ・ 太陽電池式 (蓄電機能付きで一次電池が 不要) のもの ・ 太陽電池及び一次電池使用で一次電池 が 5 年以上使用可能なもの ・ 一次電池が 5 年以上使用可能であるもの	—
	一次電池又は 小形充電式電池	J I S マーク製品のアルカリ電池以上の 性能をもつ製品 (マンガン電池でないもの)	
7 移動 電話等	共通	モバイル・リサイクル・ネットワーク (会員企業は回収及びマテリアルリサイ クルのシステムにかかる判断の基準を満 たす。その他判断の基準は国基本指針参 照)	

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
8 家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	省エネ基準達成率 100%以上 (エネルギー消費効率に係る判断の基準を満たす。その他判断の基準は国基本指針参照)	
	テレビジョン受信機	1 エコマーク認定商品	
		2 省エネ基準達成率	
		液晶 2 K 未満	75%以上
		液晶 2 K 以上 4 K 未満	100%以上
		液晶 4 K 以上	71%程度以上
		有機 E L	85%程度以上
	電気便座	区分	基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)
		貯湯式温水洗浄便座	172kWh/年 以下
		瞬間式温水洗浄便座	87kWh/年 以下
	電子レンジ	省エネラベルが緑色の製品	
9 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	【家庭用】 省エネ基準達成率 100% (エネルギー消費効率に係る判断の基準を満たす。その他判断の基準は国基本指針参照)	
		【業務用】 省エネ基準達成率 88%以上 (エネルギー消費効率に係る判断の基準を満たす。その他判断の基準は国基本指針参照)	—
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	J I S 規格適合機種のうち A P F p 1.07 以上	
	ストーブ	省エネラベルが緑色の製品	
10 温 水 器等	共通	省エネラベルが緑色の製品 (エネルギー消費効率に係る判断の基準を満たす。その他判断の基準は国基本指針参照)	
11 照明	電球形 L E D ランプ	エコマーク認定商品	

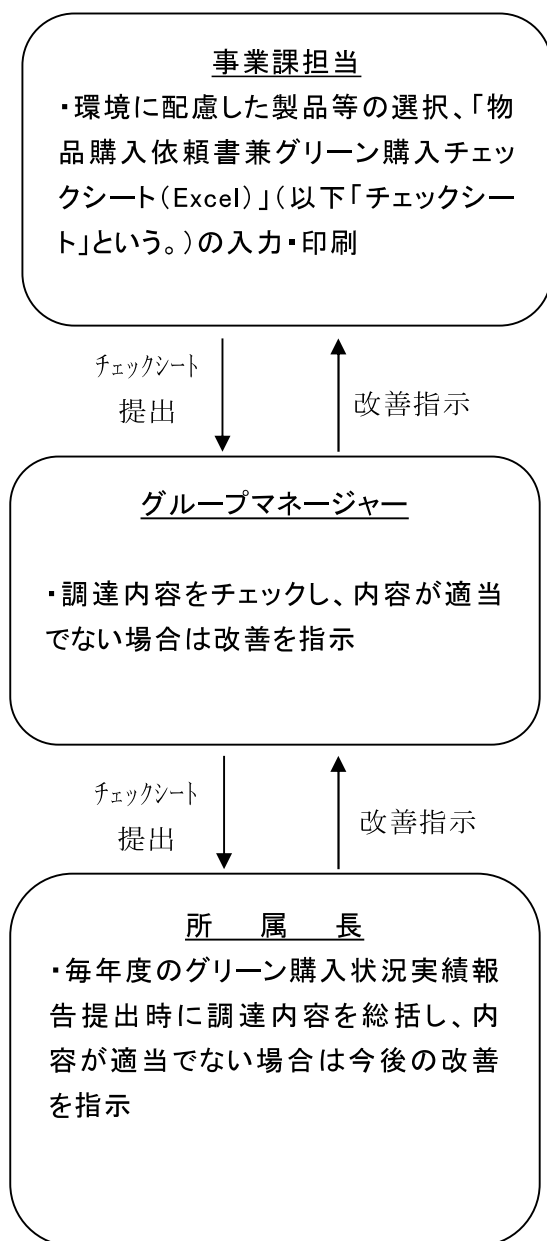
品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
12 自動車等	乗用車	①電気自動車 ②ハイブリッド自動車 ③プラグインハイブリッド自動車 ④燃料電池自動車 ⑤水素自動車 ⑥天然ガス自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車 ①～⑤→電動車等 ①～⑦→次世代自動車 ※上記のうち、ガソリン、軽油及びLPガスを燃料とする車両の場合は燃費基準及び排出ガス基準あり	 燃費基準  排出ガス基準
	乗用車以外	乗用車と同じ種類の自動車(上記7種類)ではない場合は、燃費基準及び排出ガス基準を満たす自動車	
	乗用車用タイヤ	低燃費タイヤ統一マーク	
	サイクルエンジン油	エコマーク認定商品	
13 消火器	消火器	エコマーク認定商品	
14 制服・作業服等	共通	1 エコ・ユニフォームマーク貼付品	
		2 エコマーク認定商品	
15 インテリア・寝装寝具	共通	エコマーク認定商品	
	ベッドフレーム	フレーム環境マーク製品	
	マットレス	衛生マットレスマーク製品	
16 作業手袋	作業手袋	エコマーク認定商品	
17 その他繊維製品	共通	エコマーク認定商品	

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
18 設備	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓	エコマーク認定商品	
	日射調整フィルム	日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品	
	コージェネレーションシステム	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。 【配慮事項】 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。 発電の際に発生する排熱を給湯用・冷暖房用・融雪用の熱エネルギーとして利用することによりエネルギー効率を高めた熱電併給システムであること。 ※県独自項目	—
19 災害備蓄用品	毛布、作業手袋、テント、ブルーシート	エコマーク認定商品	
	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン	・賞味期限 5 年以上 ・名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載	—
	レトルト食品等	・賞味期限 5 年以上 ・賞味期限 3 年以上かつ容器等の回収 ・名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載	—
	栄養調整食品 フリーズドライ食品	・賞味期限 3 年以上 ・名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載	—
20 公共工事	資材全般	エコマーク認定商品	

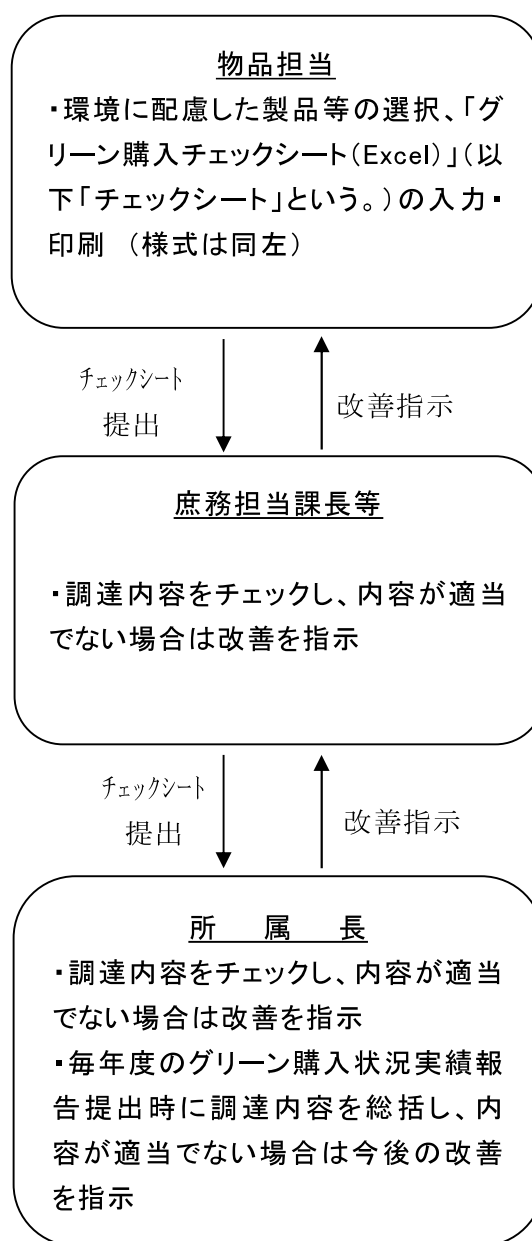
IV 点検・評価

グリーン購入の調達状況の点検は次により行います。

【知事部局本庁各課】



【左記以外の所属】



○ 本方針の調達目標達成に向け、環境物品等の調達を推進するため、地球にやさしい青森県行動プランの推進体制に基づき、継続的改善を図る。

○ 実績報告書の提出

【提出ルート】 環境推進員(所属長)→総括環境推進員(主管課長等)→環境管理者(部局長等)
→環境管理責任者(環境エネルギー部長)

【提出期限】 毎年6月15日 (5月上旬に、環境管理責任者(環境エネルギー部長)が環境管理者(部局長等)に対し、提出を依頼する。)

V 様式集

○分類番号一覧

【チェックシートを作成する物品等の範囲】

- 知事部局本庁各課:チェックシートは、物品購入依頼書を兼ねることから、すべての物品(すべての分類番号)が作成対象となる。
- その他の所属:チェックシートは、グリーン購入チェックシートとしてのみ使用することから、分類番号のうち特定調達品目に該当する部分のみが作成対象となる。(太文字の番号)

様式番号	分 野	特定調達品目の具体例 (本方針Ⅱより抜粋)	分類番号		
			特定調達品目	左記以外	その他
様式1-① 物品用	紙類	コピー用紙、印刷用紙ほか	1	2	—
	文具類	鉛筆、ステープラー、ファイル、事務用封筒ほか	3	4	—
	オフィス家具等	いす、机、掲示板ほか	5	6	—
	画像機器等	コピー機、ファクシミリ、プロジェクタほか	7	1 0	—
	電子計算機等	電子計算機、ディスプレイほか	8		—
	オフィス機器等	シュレッダー、電子式卓上計算機ほか	9		—
	携帯電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	1 1	1 2	—
	家電製品	電気冷蔵庫、テレビジョン受信機ほか	1 3	1 4	—
	エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブほか	1 5	1 6	—
	温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器ほか	1 7	1 8	—
	照明	LED 照明器具ほか	1 9	2 0	—
	自動車等(乗用車用タイヤ)	乗用車用タイヤ	2 1	—	—
	自動車等(2 サイクルエンジン油)	2サイクルエンジン油	2 2	—	—
	消火器	消火器	2 3	2 4	—
	制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	2 5	2 6	—
	インテリア・寝装寝具 (カーテン・ブラインド)	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド	2 7	3 1	—
	インテリア・寝装寝具 (じゅうたん・カーペット)	織じゅうたん、タフテッドカーペットほか	2 8		—
	インテリア・寝装寝具 (毛布・ふとん)	毛布、ふとん	2 9		—
	インテリア・寝装寝具 (ベッドフレーム・マットレス)	ベッドフレーム、マットレス	3 0		—
	作業手袋	作業手袋	3 2	—	—
	その他繊維製品	集会用テント、災害備蓄用、旗ほか	3 3	3 4	—
	災害備蓄用品	ペットボトル飲料水、乾パン、缶詰ほか	3 5	3 6	—
	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	3 7		
	その他(どの分野にも該当しない物品)	楯、メダルほか (調達方針に記載なし)	—	—	3 8
様式1-② 自動車用	自動車等(自動車購入)	自動車(警察車両を除く)	3 9	4 0	—
様式1-③ 印刷物用	役務(印刷物)	すべての印刷物	4 1	—	—

物品購入依頼書兼グリーン購入チェックシート [自動車]

※知事部局本庁各課以外は、「グリーン購入チェックシート」として使用

★様式1-②

- 知事部局本庁各課（事業担当等→GM→集中課担当→発注課物品担当（保管））
○上記以外（物品担当→庶務担当課長等→所屬長等→庶務担当課長等（保管））

依頼月日

所屬長等（知事部局本庁以外）		GM・庶務担当課長等		担当	
品目					
調達理由 (選択)		□ 1 新 規		□ 2 更 新	
低公害車等区分 (判断基準参照)					
調達車種	車 種				
	定 員	人			
	排気量	c c			
	車両重量				
	その他特記事項				
調達車種の 選択理由					
金額	数量 (台数)	納期	支出科目		
判断の基準	判断の基準を満たす車種を調達できない理由はその理由を記載				
調達車名	調達車型式				

【実施手順】

◆ チェックシート作成対象品目：自動車の購入 ※該当分類番号39、40

(知事部局本庁各課)

①事業担当等は、上記品目を調達する際は、「青森県環境物品等調達方針」に基づき、分類番号、品目、自動車の使用目的(用途)、調達理由、調達車種の概要、金額、数量(台数)、納期、支出科目、判断の基準への適否(判断の基準を満たす場合は○印)を記載し、GMIに提出する。なお、やむを得ず判断の基準を満たす車種を調達できないときは、判断の基準欄に×印を記載し、併せてその理由を記載する。

②GMIは、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

③GMI決裁→集中課担当(発注手続き)→発注課物品担当(発注手続き確認、本シートを保管) ※事業担当は調達車両決定後、車名等を記載する。

(上記以外の所屬)

①物品担当は、上記品目を調達する際は、「青森県環境物品等調達方針」に基づき、分類番号、品目、自動車の使用目的(用途)、調達理由、調達車種の概要、数量(台数)、判断の基準への適否(判断の基準を満たす場合は○印)を記載し、庶務担当課長等に提出する。なお、やむを得ず判断の基準を満たす車種を調達できないときは、判断の基準欄に×印を記載し、併せてその理由を記載する。

②庶務担当課長等は、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

③所屬長等は、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

④所屬長等決裁→庶務担当課長等(本シートを保管) ※物品担当は調達車両決定後、車名等を記載する。

物品購入依頼書兼グリーン購入チェックシート [印刷物]

※知事部局本庁各課以外は、「グリーン購入チェックシート」として使用

★様式1-③

- 知事部局本庁各課（事業担当等→GM→集中課担当→発注課物品担当（保管））
- 上記以外（物品担当→庶務担当課長等→所屬長等→庶務担当課長等（保管））

所屬名			依頼月日				
印刷物名	作成部数	金額	判断の基準	「判断の基準」を満たす印刷物を調達できない場合はその理由を記載	所屬長等（知事部局本庁以外）	GM・庶務担当課長等	担当

【実施手順】

◆ チェックシート作成対象品目：印刷物（役務） ※分類番号41

（知事部局本庁各課）

①事業担当等は、上記品目を調達する際は、「青森県環境物品等調達方針」に基づき、調達しようとする印刷物名、作成部数、金額、判断の基準への適否（判断の基準を満たす場合は○印）、納期、支出科目を記載し、GMに提出する。なお、やむを得ず判断の基準を満たす印刷物を調達できないときは、判断の基準欄に×印を記載し、併せてその理由を記載する。

②GMIは、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

③GM決裁→集中課担当（発注手続き）→発注課物品担当（発注手続き確認、本シートを保管）

（上記以外の所屬）

①物品担当は、上記品目を調達する際は、「青森県環境物品等調達方針」に基づき、調達しようとする印刷物名、作成部数、判断の基準への適否（判断の基準を満たす場合は○印）を記載し、庶務担当課長等に提出する。なお、やむを得ず判断の基準を満たす印刷物を調達できないときは、判断の基準欄に×印を記載し、併せてその理由を記載する。

②庶務担当課長等は、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

③所屬長等は、調達内容をチェックし、内容が適当でない場合は改善を指示する。

④所屬長決裁→庶務担当課長等（本シートを保管）

(参考) 令和4年度環境物品調達実績

	分野	分類	目標	実績
1	紙類	紙類	100%	99.8%
2	文具類	文具類	100%	94.6%
3	オフィス家具等	オフィス家具等	100%	95.8%
4	画像機器等	画像機器等	100%	93.4%
5	電子計算機等	電子計算機等	100%	99.2%
6	オフィス機器等	オフィス機器等	100%	99.4%
7	移動電話等	移動電話等	100%	100.0%
8	家電製品	家電製品	100%	95.8%
9	エアコンディショナー等	エアコンディショナー等	100%	100.0%
10	温水器等	温水器等	100%	100.0%
11	照明	照明	100%	99.3%
12	自動車等	一般公用車用タイヤ	100%	98.8%
		2サイクルエンジン油	100%	100.0%
		自動車	100%	83.3%
13	消火器	消火器	100%	99.7%
14	制服・作業服	制服・作業服	100%	97.0%
15	インテリア・寝装寝具	カーテン・布製ブラインド	100%	100.0%
		じゅうたん・カーペット	100%	100.0%
		毛布・ふとん	100%	100.0%
		ベッドフレーム・マットレス	100%	100.0%
16	作業手袋	作業手袋	100%	98.6%
17	その他繊維製品	その他繊維製品	100%	96.4%
18	災害備蓄用品	災害備蓄用品	100%	99.2%
19	ごみ袋等	ごみ袋等	100%	99.9%
20	役務	外注印刷物の判断基準達成率	—	83.4%

※特定調達品目の品目を分類し、グリーン購入チェックシートに基づき実績が把握可能な分類について、実績を集計・公表しています。